

京都市内の相談機関

京都市では、保護者の皆さんが相談できる、次のような専門機関があります。

就学前

京都市子育て支援総合センター こどもみらい館

休館日／火曜日(祝日の場合は開館,翌平日休館)・年末年始
場 所／中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1

対面相談(来館・予約制)

乳幼児の子育てについて、身近なことから専門的なことまで、さまざまな相談に応じます。
電話番号／**254-8993**

予約時間／午前9時～午後5時

子育てほっとダイヤル

乳幼児の子育てについての悩みを電話で相談できます。
電話番号／**257-5560**

相談時間／午前9時～午後4時半

就学前・小・中・高校生

京都市児童福祉センター(児童相談所・発達相談所)

場所／上京区竹屋町千本東入主税町910-25

京都市第二児童福祉センター(第二児童相談所・発達相談部門)

場所／伏見区深草加賀屋敷町24番地の26

子どもの心やからだの成長、発達のことなど、子どもに関するいろいろな相談に応じます。その子どもにとって「今、何が一番大切か」を専門的な立場からともに考え、子どもへのよりよい支援方法の提案や、利用いただけるサービスの紹介などを行う児童福祉の総合機関です。

所管区域／北・上京・左京・中京・東山・山科・下京・右京・西京区
電話番号／**801-2929**(総合受付)

所管区域／南・伏見区
電話番号／**612-2727**(総合受付)

相談時間／月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始は休み)

就学前・小・中・高校生

子ども支援センター

場 所／各区役所・支所の福祉部(福祉事務所)

区域内の子育ての相談・支援の拠点として、子どもと家庭に関する相談に対して、必要な相談援助、個別カウンセリング、プレイセラピーを行います。必要に応じて児童相談所等の関係機関とも連携し、適切な援助につなげていきます。また、保育所や児童館、地域子育て支援ステーション、子育てサークルでの事業や催しに関する情報発信などを行っています。

お電話はまずはお住まいの各区役所・支所の福祉部(福祉事務所)へ 相談時間／月～金曜日 午前10時～午後4時30分

就学前・小・中・高校生

総合育成支援教育相談センター(育 支援センター)

場 所／総合支援学校内に設置

子どもの発達についての様々な悩みをお持ちの保護者を対象に就学や教育などの相談に応じます。

北総合支援学校 育 支援センター **TEL.431-6636**
西総合支援学校 育 支援センター **TEL.332-4275**
白河総合支援学校 育 支援センター **TEL.771-5510**
桃陽総合支援学校 育 支援センター **TEL.641-2634**

東総合支援学校 育 支援センター **TEL.594-6501**
呉竹総合支援学校 育 支援センター **TEL.601-9104**
鳴滝総合支援学校 育 支援センター **TEL.461-3221**

相談時間／月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分(祝日・年末年始・お盆前後は休み)

小・中・高校生

京都市教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)

休館日／第2・第4水曜日、祝日・年末年始
場 所／中京区姉小路通東洞院東入墨華院前町706-3

カウンセリングセンター

子どもたちの不安や悩み、いじめや不登校、子どもに関する保護者の心配や気がかりなどの相談に応じます。(小・中・高の児童生徒とその保護者が対象)

電話番号／**254-1108**(来所相談のみの予約制です)
相談時間／月～金曜日/午前10時～午後9時(電話受付は午後8時30分まで)
土曜日/午前9時～午後5時(電話受付は午後4時30分まで)
日曜日/午前10時～午後5時(電話受付は午後4時30分まで)
日曜日は日曜不登校相談を実施しており、継続的な面接相談は実施していません。

こども相談総合案内

相談内容に応じて適切な相談機関を案内する窓口です。

電話番号／**254-8107**
相談時間／月～金曜日/午前10時～午後9時(電話受付は午後8時30分まで)
土・日曜日・第2・第4水曜日/午前10時～午後5時(電話受付は午後4時30分まで)
ただし、案内できるのは、原則として京都市内の公的機関に限ります。

就学前・小・中・高校生

電話専用相談 障害にかかわる子どもの教育 電話相談

子どもの発達・障害にかかわる教育や支援の方法、就学のことなどについての相談に応じます。

電話番号／**254-1155**
相談時間／月・火・木・金曜日／(祝日・年末年始は休み)
午前10時～午後5時(正午～午後1時を除く)

小・中・高校生

電話専用相談 こども専用ハートライン

子どもからの悩みについて電話で相談に応じます。

電話番号／**213-1100**
相談時間／月～金曜日/午前10時～午後9時(電話受付は午後8時30分まで)
土・日曜日・第2・第4水曜日
午前10時～午後5時(電話受付は午後4時30分まで)



子どもの「困り」の 気づきから 適切な支援へ

「LD・ADHD・高機能自閉症等」支援を必要とする
子どもたちの教育の一層の充実を図るために

LD等支援の必要な子どもたちは、学習や生活の中で、自分の力だけでは解決できないさまざまな「困り」を感じています。

大切なことは、教師が個々の子どもの特性や背景をよく理解した上で、子どもの困っている状況に気づき、学校が保護者とともに考え、計画的・継続的な支援を行うとともに、「困り」を感じている子どもを含めた規律ある「学びと生活の集団づくり」を進めることです。

支援の必要な子どものために作成した「個別の指導計画」に基づく組織的な取組とそのための校内体制の確立こそが、適切な支援と手立てを行うための第一歩であり、同時に「困り」を感じている子どもたちの学習や生活の中の課題克服や、いじめや不登校、自信喪失などを予防するだけでなく、すべての子どもたちの学力向上につながる大切な取組なのです。

京都市教育委員会

支援の必要な子どもプロジェクトチーム*

*京都市教育委員会学校指導課・総合育成支援課・生徒指導課・総合教育センター・教育相談総合センターで組織したプロジェクト(平成21年4月設置)。発達障害等の支援の必要な子どもを取り巻く諸課題の迅速な解決に向けて、指導部各課の連携の下、指導・支援体制を充実するとともに、外部専門家のご協力を得て、「困り」を抱えている子どもやその子どもを含めた学級集団へのより一層効果的な指導・支援に取り組んでいます。

適切な支援を行うためには…

正しい理解

学びと生活の集団づくり

個に応じた支援

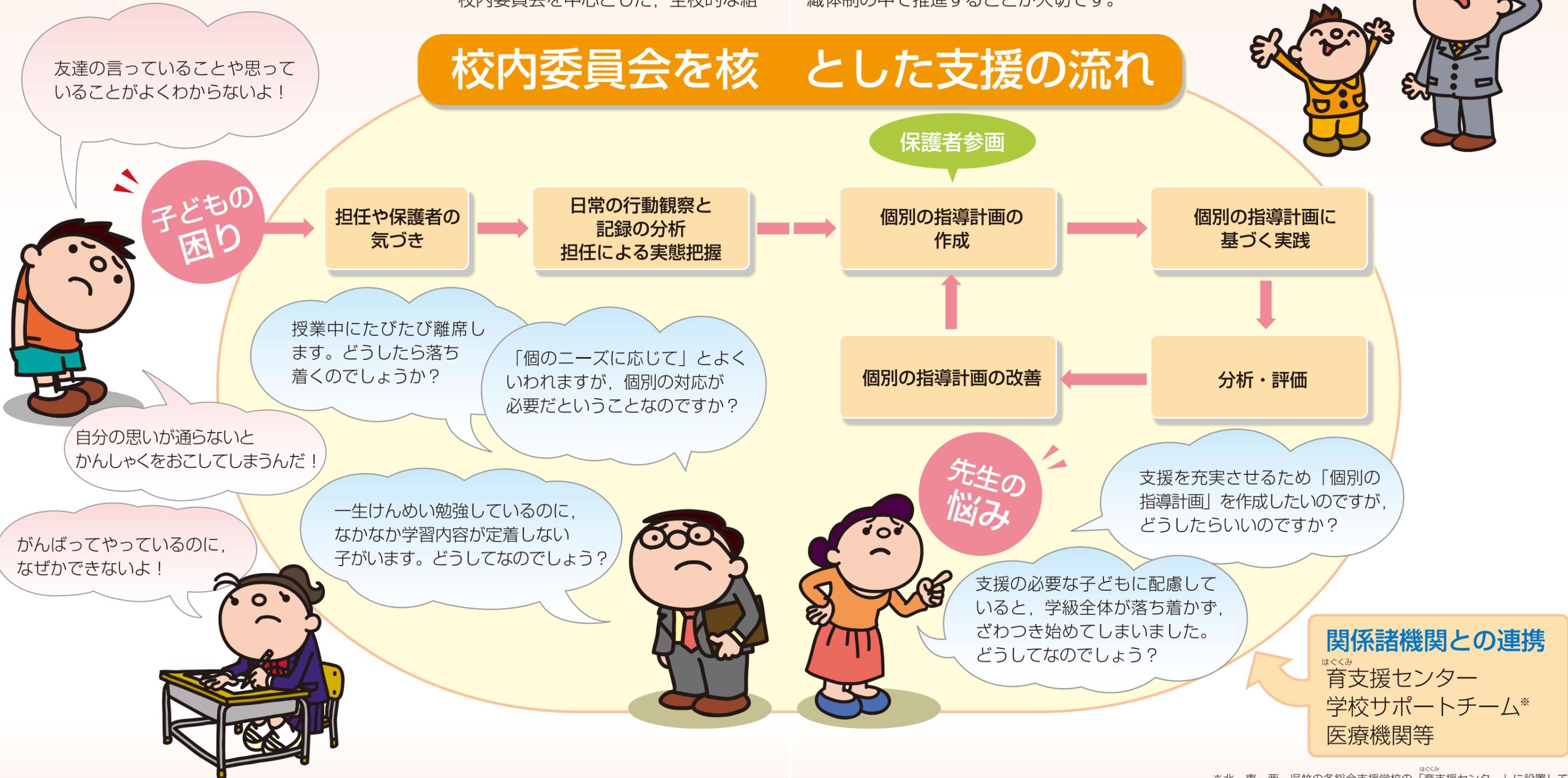
校内体制の確立

LD等支援の必要な子どもの「困り」に対して、適切な支援を一人一人が認められ、規律ある「学びと生活の集団」づくりを、校内委員会を中心とした、全校的な組織体制の中で推進することが大切です。

行うためには、子どもの「特性や背景を正しく理解」した上で、「個に応じた支援」の両方の取組を、組織体制の中で推進することが大切です。



校内委員会を核とした支援の流れ



*北・東・西・呉竹の各総合支援学校の「育支援センター」に設置している医師・教育の専門家等で組織した専門家チーム。LD等の発達障害のある子どもに対する小中学校等の教育活動を支援しています。

正しい理解のポイントは…

子どもの課題の状況や背景の理解

子どもの課題が単に親の育て方に起因するなどという誤った理解は、不適切な指導や支援、また、親の不信や非協力につながります。

学級担任だけでなく、総合育成支援教育主任や養護教員、育成学級担任、スクールカウンセラー等が連携しながら、以下の事項などについての正確な情報を収集し、多角的な分析と共通認識のもとで、今後の指導のあり方を考えることが非常に重要です。

- ①家庭での様子や家族構成
- ②生育歴(幼児期の多動の有無や友達関係など)
- ③身体状況(大きな病気やけが、既往症、発達、運動能力など)
- ④能力特性(教科による得意不得意など)
- ⑤行動特性(注意・集中力や衝動性、こだわり、行動のペースなど)
- ⑥興味や関心(指導に生かせるもの)

「困り」を感じている子どもの保護者との連携

- ・「あなたの子どもは～だから」などと断定せず、保護者の思いや願いを十分に聞き取り、その子の「困り」を学校と家庭双方が正しく理解することが大切です。
- ・様々な場面における支援は、特別な児童に対する働きかけではなく、その子の持つ可能性を最大限に伸ばし発揮できるための場や働きかけであり、その子の自立に向けた取組であることを理解してもらいましょう。
- ・「こんなことができない」「なぜできない」と否定的に考えるのではなく、「こんなことができた」と肯定的に考えるように促しましょう。
- ・自分だけの知識に頼らず必要に応じて、相談・専門機関を紹介しましょう。
- ・子どもを中心に捉えて、学校と家庭が連携することが大切です。具体的な取組を一緒に考えましょう。

個別の指導計画の作成と校種間の連携

- ・個別の指導計画は、子どもがその子らしく社会参加することを目指して、個々のニーズに応じた学習活動を展開するための指導の基本となる計画です。子どもの成長に合わせて次の学校に的確に引き継ぐことが大切です。
- ・「個別の指導計画」という名称からは指導者と子どもの1対1の指導をイメージしやすいのですが、これは「個別指導」をするための計画ではなく、一人一人の子どもの実態・具体的目標、指導内容・支援方法・評価など、子どもの学校生活全般における校内組織としての取組を示した指導計画です。
- ・個別の指導計画をもとに、複数の教員が子どもの指導に関わることで、子どもを多角的に捉え、目標や手だての妥当性を吟味することができます。また、指導に一貫性や統一性が図れ、指導者が替わっても指導を継続・発展させることができます。さらに保護者の参画を得ることで、充実した指導が可能になります。



竹田 契一先生からの ワンポイントアドバイス



竹田契一先生
大阪教育大学名誉教授
京都市教育相談総合センター顧問
日本の特別支援教育の先駆者のお一人です。

Q1.「子どもの気持ちを大切にできる指導が必要だ」と言われ、子どもの思いを優先した関わり方をしていたら、ますます子どもが指示に従わなくなったのですが？」

A1. 発達障害であろうとなかろうと、状況の中で自分が優位に立てると思えば甘えだすもので、発達障害を意識するあまり過保護にすると、甘えを助長してしまうこともあります。認知に偏りがある場合の行動と、環境要因からの甘えの場合の行動とは違います。子どもの持っている自己コントロール力やストレス耐性をしっかりと把握し、一定の基準を設けて適切に対応する必要があります。

Q2.「クラスにコミュニケーションが苦手な子どもがおり、周囲とよくトラブルになります。強いストレスを感じているようだし、無理して友達関係を築く必要はないと思うのですが？」

A2. コミュニケーションが苦手だと一口に言っても子どもの状況は様々です。教師の理解が不十分だと、学校・学級が子どもにとって「障害」となってしまいます。どういった場面でどういった内容のコミュニケーションが苦手なのか、子どもの特性をしっかりと把握し、特性を活かした友達関係づくり・居場所づくりをしていくことが大切です。

学びと生活の集団づくりのポイントは…

“ちがい”を認め合える学級経営・集団づくり

「聞いたことを忘れないようにメモをとる。」「間違いをなくすために見直す習慣をつける。」など、自分でできることを工夫して行うことは大切なことです。しかし、課題によっては、誰かの手助けがなければどうしても出来ない人もいることを、日頃から機会ある毎に子どもたちに語りかけるようにしたいものです。学級の中に「みんなと同じ」から「“ちがい”を認め合う」集団づくりを行っていくことが大切です。

1. 環境整備

子どもの状況に応じて、座席の位置、黒板の見え方、光や音の影響、気になる掲示物への配慮など、教室環境を整備する必要があります。特に、LD等支援の必要な子どもは、周りのちょっとした刺激にも反応してしまいます。不要な刺激を排除することで、落ち着いて学習に取り組める場合もあります。

2. 規範意識の育成

規律や約束事は子どもを縛るためにあるものではなく、子どもたちに「安心感」を与えるためにこそあるべきものです。担任からの一方的な押しつけではなく、担任の願いも込めて子どもと共に考えていきたいものです。そして、その内容を学級に掲示するなどし、必要に応じて確認するとよいでしょう。

3. 子どもへの指示

簡潔明瞭を心掛け、口頭で言うだけでなく、視覚的に板書やカード、デジタルテレビ等で示すことで、学級全体に明確に伝わります。また、空白の時間(何をするのかわからない時間)ができてしまうと落ち着かない場合は、時間調整の具体的な活動を決めておくことで、その子が混乱に陥ることを防ぐことができます。

4. 学級経営上の配慮すべきこと

「一人一人の“よさ”を大切にする」、「友だち関係に配慮する」などは、どんな場合でも大切にすべき学級経営上の基本事項です。集団の規律を守る中で、子どもの自尊感情を高め、互いのちがいを認め合い、支え合える集団づくりを目指すことは、集団全体を単なる「集合体」から個を育てるための「学びと育ちの集団」へと高めることにつながります。



【参考】「個を育てるための集団づくり」に有効なグループワークやプログラム

- 構成的グループエンカウンター
リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うことを通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくものです。
- ソーシャルスキルトレーニング
日常生活の中で必要とされるさまざまな他人とのかかわり方を、体験学習などを積み重ねることによって円滑に行えるように学習する技法の一つです。

品川 裕香先生からの ワンポイントアドバイス



品川裕香先生
教育ジャーナリスト
元内閣教育再生会議委員
いじめ・虐待・ニート等の取材を通して、今日的な社会問題を提起されています。

Q1.「支援の必要な子どもには、個別対応が必要です」と言われましたが、その子どもにずっと支援を行う人材が必要なのでしょうか？また社会参加は難しいのでしょうか？」

A1. 発達障害とひとくくりにしてはいますが、LD・ADHD・アスペルガー症候群等などは機能不全であって、ニーズに応じた教育を行い、環境を整えることで、機能障害化することを最小限に抑えることも可能です。また適正な教育と環境で社会参加できるようになります。そのためにはやはり学力をしっかりとつけ、生徒指導をきちんとしていかなければいけません。その意味において総合育成支援教育は教師の意識改革を必要とする新たな課題ではありますが、新たな人材を投入するとか、一人一人の子どもに支援員をつけなければ解決しないという問題ではありません。個々の多様性を踏まえた学級経営をどう行っていくかがポイントになります。

Q2.「支援の必要な子どもに対して配慮した取組をしていたら、学級全体が落ち着かず、ざわつき始めてしまいました。どうですか？」

A2. 「障害は個性だから、周りの人は理解してあげましょう」という指導だけでは、周りの子どもは「なぜ、あの子だけ許されるの？」と不公平感を募らせ、学級が荒れる土壌ができやすくなります。総合育成支援教育の視点として、子どもの認知能力や場への適応の仕方等、子どもの特性を十分に理解した上で、生徒指導や学級づくりを優先した取組を進め、集団を作りながら、その中で個を育てていくことが大切です。

個に応じた支援のポイントは…

行動面への支援

的確な実態把握とともに、一人一人のニーズに対応した指導・支援が必要です。

1. 望ましい行動の促進

行動面への支援でまず考えるべきことは、子どもの望ましい行動を増やすことです。そうすることで不適応な行動を減らすことも期待できます。

- ・子どもの望ましい行動を促す環境を整備したり、指示の出し方を工夫します。
- ・集団の中での望ましい行動を考え、できることから一つずつ実行させていき、その頑張りを集団の中で評価し、褒めることも大切です。
- ・集団の中で、互いのよいところを探し、認め合う雰囲気をつくり出すことが、内発的な望ましい行動を促すことにつながります。

2. 不適応な行動の抑制

不適応な行動を抑制するためには、叱らずに構わないようにすることが有効です。教師の注意が向くことで、かえってそうした行動が増えてしまうことがよくあります。教師の注意を引きたくて行動がエスカレートすることがありますので、望ましい行動の促進と合わせて指導することが大切です。

3. 個に応じた対応

どの場合でも、その子自身の行動や特性、また背景を適切に把握することが大切です。様々な実践例や研究書等で一般的な対応例を学ぶとともに、個々の子どもを見る目を養うことも忘れてはいけません。

学校の中での様々な気づきをメモしておき、校内委員会等で報告することで子どもの特性が明確になってきます。



学習面での支援

- 指示の出し方の工夫… 具体的な指示・視覚的な補助手段を取り入れましょう。
- 集中時間の設定… 集中時間は15分くらいと考え、集中してポイントを指導します。
- 書く時の支援… ノートやプリントはマス目の大きさの違うものを用意するなど工夫しましょう。
- 発表時の支援… 小さな成果等を認め、成功体験を味わわせることも必要です。
- 活動にあたって… 選択肢から自分の選んだ活動をしつかりとやりきらせることも必要です。
- 活動にあたって… 選択肢の用意
- 個に応じた目標の… わかりやすく少なめにします。設定
- 宿題を出す時の工夫… 家庭と連携し、分量を少なめにします。無理のない範囲で別課題をさせるなどの工夫も必要です。

自尊感情を高めるための支援

自尊感情を高めるためには、ほめるだけでなく、自己充実感(達成感)を持たせることが大切です。

- ・自分で選んだ方法で自ら努力させて「できた」という経験を積み、できたときはしっかり認め、よりよい習慣の形成につなげます。
- ・否定から入るのではなく、我慢できたときや指示通りできたときには必ずほめ、努力が継続するよう励ますことが大切です。
- ・自分の役割をはっきりと持たせることにより、学級や集団の中での自分の居場所を意識させることも大切です。
- ・好きなことや興味のあることを生かし、できたことを実感できる場面や、学級全体で認められる場面づくりをします。

校内体制の確立に向けて…

全校的な支援体制の確立

学校長・園長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を築くことが大切です。学級担任が子どもの指導に一人で悩むことがないように、総合育成支援教育主任を中心に必要に応じて校内委員会を開催し、実態把握、指導計画の作成、実践、分析・評価、指導計画の改善等の検討などについて協議することが大切です。

総合育成支援教育主任の役割

管理職の指導・助言のもと、総合育成支援教育を推進するための中心的役割を果たします。総合育成支援教育主任の主な役割として、下記の内容が挙げられます。各校の実情に応じて組織的に機能することが大切です。

- 総合育成支援教育委員会(校内委員会)の企画・運営
- 校内の教職員の連絡調整
- 校内研修の企画・運営
- 保護者からの相談窓口
- 関係諸機関との連絡・調整の窓口(育支援センター・学校サポートチーム・医療機関など)

総合育成支援員などとの連携

総合育成支援員やボランティアなどの人材を支援者として活用するに当たっては、個別の指導計画等に基づき、支援者に子どもの特性や支援方法を具体的に示すこと、そして、任せっきりにせず常に担任等が支援者と連携を図ることが大切です。



LD(学習障害)とは?

知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。

ADHD(注意欠陥/多動性障害)とは?

注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。

高機能自閉症等(アスペルガー症候群を含む)とは?

相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られます。

*障害の説明は、文部科学省のホームページから引用。

*京都市では「LD・ADHD・高機能自閉症等」の支援を必要とする子どもを「LD等支援の必要な子ども」と呼んでいます。

後野 文雄先生からの ワンポイントアドバイス



後野文雄先生
元舞鶴市立白糸中学校校長
生徒指導等、学校体制を中心とした取組を実践されました。

Q1. 「総合育成支援教育主任が校内でしっかり機能するためのポイントはどんなことですか？」

A1. 校内の組織体制の中で、コーディネーターである総合育成支援教育主任が役割を自覚し、校内の調整役としてしっかりと機能していくことです。

Q2. 「校内で子どもたちにルールを徹底しようと取り組んでいますがそのためのポイントはありますか？」

A2. 問題行動を繰り返す子どもたちにルールを徹底して指導する場合は、すべての教師の真剣さが子どもに伝わっていることと、他の子どもたちにもその指導を徹底することが大切です。すべての教師の真剣さが子どもたちに伝わらなければ、学校全体の真剣さにつながりません。その教師たちの真剣さが子どもたちに伝わってはじめて、決められたルールが役に立ってくると思います。また、悪いことを見逃さない一方、よいことも見逃さないようにするとよいでしょう。